

災害時における応急必要物資の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と、株式会社スズケン（以下「乙」という。）は、災害時等における応急必要物資（以下「物資」という。）の確保を図るため次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、物資の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に物資の調達を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に報告するものとする。

2 供給する物資は、乙が災害等の発生時に在庫している医薬品等もしくは容易に調達可能な物資とする。

3 物資の供給のための輸送は、関係法規に則り、原則乙の責任において甲へ搬入し、また、物資のうち麻薬等の規制医薬品の供給については、譲受証および譲渡証の相互交付を行うことで供給することとする。

4 甲は、乙より物資の供給があったときは、直ちに品名・規格・容量を確認の上、引取るものとする。ただし、国・県等が災害対策本部を設置し、当該対策本部へ医薬品等を一括納入するよう指示があった場合は、甲および乙はこれに従うものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 診療材料等

（免責事項）

第5条 乙の責めに帰すことができない事由により本協定の履行が妨げられた場合、乙は、本協定の義務を免除されるものとする。ただし、乙は当該事由においても本協定の履行に最善を尽くすものとする。

（費用負担及び物資の価格）

第6条 乙が実施した物資の調達に要した費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては応急医療救護主管課長、乙にあつては藤沢支店長とし、連絡窓口が変更となった際は、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じ、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

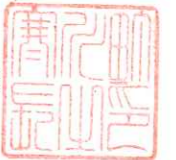
（協議事項）

第9条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 5月 16日

甲 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県藤沢市石川5丁目28番2号
株式会社スズケン藤沢支店
支店長 小穴勝洋

